資料２

議題２　農地改良による畑転について（小牧市提出）

市名	回答 （１）農地改良の行為に対する対処について
名古屋市	本市では、「農地改良届取扱要領」を定めておりますが、埋立ての高さ制限は設けておりません。届出時の聞き取り等により個別的に助言・指導を行っています。また、工事が完了次第速やかに完了届の提出を求め、適切に農地改良が行われた旨確認をしています。
豊橋市	豊橋市農業委員会では「農地改良の取扱い指針について」（平成6年3月29日付け東農第44号愛知県東三河事務所長通知）及び「農地改良の取扱いの一部改正について」（平成8年11月18日付け8東農号外愛知県東三河事務所長通知）に基づき「農地改良に関する取扱い要領」を定めています。その中で、盛土については基準を定めていません。 　届出地を担当する農地利用最適化推進委員及び土地改良区が各々確認した後、改良届出書を提出することとしており、必要以上の盛土等がされることがないように事前に指導できる体制となっています。さらに、その後も農地利用最適化推進委員が経過観察をし、届出のとおり履行したことを確認後、完了届を提出することとしています。
岡崎市	岡崎市農業委員会では、農地の改良に関する事務処理要領を設置し、農地の盛土に関しては、現に接する道路面よりおおむね30センチメートルの高さまでの範囲に制限をしています。
一宮市	一宮市では、現在のところ、このような事例はありません。 取り扱いの基準や要綱等も設けていません。
瀬戸市	要綱等はなく、農地改良届出書の添付書類としての図面、誓約書にて高さ等を確認し、農地として利用するために必要な分だけ農地改良を行うよう指導している。また、耕作者もしくは土地所有者の意思も必ず確認している。
半田市	「半田市農業委員会農地改良届に関する指導要綱」に基づき、田畑転換、農地の埋立・掘削を行う際は、事前に農地改良届を受理しています。 要綱上では、埋立の高さは、原則 道路面の高さまでとし、原則を外れる場合は、関係機関と別途協議するものと定めています。 本市では、農地改良が単なる建設残土等の残土処理にならないように、農地改良の目的について、所有者や施工業者等に聞き取りし、使用する土の搬出元や土質について、改良に適しているかどうかを確認しています。また、営農計画書も添付してもらい、改良後の耕作計画について、所有者（耕作者）に意識してもらっています。さらに、届出の際には、所有者等と施工業者、農業委員会、土木技師で、事前に現場立会いを実施し、改良後の排水機能や盛土の高さ、搬入路について、確認しています。 改良届として提出されたとしても、所有者等本人に改良の意思がない又は農地の機能向上が図られないなど、改良の必要性が認められない場合や、業者発の改良届については、所有者等の意志や考えがないことがあります。農地が残土処分場にならないように、農地改良届の目的と所有者等の考えを、事前にしっかりと聞き取とることを重視して対応しています。
春日井市	本市において、嵩上げや田畑転換等行う際には、農地改良届を受理していますが、隣接地が農地である場合、「断面図」及び「隣地耕作者の承諾書」の提出を求めています。また、地区農業委員への説明を届出者から行ってもらうよう案内しています。 このようなことから周辺農地への影響が出ないよう届出者へ求めるとともに地区への説明を届出者より行ってもらうよう対応しています。 なお、基準・要綱等は定めていません。
豊川市	本市では愛知県農林水産部農業振興課発行の「農地利用関係通知集」に記載されている対応を行っています。また、農地改良届提出の際は地元農業委員の確認印を押印後、提出していただいています。
津島市	農地改良届について、津島市として取扱基準や要綱はない。農地改良届書と同時に届出者と業者の連名で産業廃棄物で埋め立てをしない旨の誓約書を提出してもらっている。届出書の内容により、必要であれば状況把握するため関係機関に聞き取りし、確認等を行っている。
碧南市	当市では、平成１１年７月に、別紙「農地改良の取扱要領」を定め、盛土する場合は、隣接道路から３０ｃｍ以内、田の場合は、隣接道路以下の高さまでとしております。なお、要領に記載はありませんが、採掘は６０ｃｍ以内で運用しております。 届出の近年の実績としては、平成３０年度１件、平成２８年度１件、平成２７年度１件にとどまっております。 農業委員会に届出せずに行っている案件もあると認識しております。
刈谷市	本市においても、過度な盛土による問題が発生したことから、「農地改良の取扱要領」を改正し（令和２年１月１日施行）、下記のとおり盛土の高さ制限を設けました。（詳細は、別紙「農地改良の取扱要領」のとおり） 盛土の高さ　現況から１メートル又は隣接する道水路の最も低い部分の高さ（田畑転換の場合は、最も低い部分の高さから３０センチメートル）のうちいずれか低い方の高さ以下 耕作土の入替え　掘削の深さが６０センチメートル以内
豊田市	豊田市農業委員会が平成11年11月1日より「豊田市農地改良届に関する指導要綱」を施行し、改良後に農地として利用ができるよう申請者に指導を行っている。指導要綱の中で「埋立て、盛土の高さは道路または水路の高さまでであること」と定めており、これを超える高さの埋立て・盛土は原則認めていない。 なお、農地改良行為の前後に豊田市農業委員会の職員が現場を確認しているが、その後の農地の管理状況までは確認していないため耕作放棄地となっている農地もあり、その後については豊田市農業委員会としても同市と同じく対応に苦慮しています。
安城市	本市では極端に高く盛土される事例は確認しておりませんが、「埋立て又は盛土の高さは、道路又は水路の高さまで」と要綱に定めていますので、かさ上げの高さについての相談があれば、そのように指導することになります。
西尾市	本市の規定は以下のとおりです。 ・農地改良取扱要綱を定め、これにより事務を執り行っています。 ・要綱には、高さ制限等を設けていません。 本市では、農地改良について次のとおり指導しています。 ・農地改良は、耕作をしやすくする目的で行われる行為であるため、湿田のかさ上げや田畑転換（原則道路面までの盛土）等客観的に見て農地改良として認められるものでない場合は、そうしなければならない理由を明確にすること。 ・明確な理由がなく、周辺農地等に被害を及ぼすリスクが高くなるような内容であれば認められない。

資料２

議題２　農地改良による畑転について（小牧市提出）

市名	回答 （１）農地改良の行為に対する対処について
蒲　郡　市	本市では、平成２９年３月３１日に「蒲郡市農業委員会農地改良に関する指導要綱」を施行しました。要綱中において、農地改良届出での掘削は６０センチ以内としていますが盛土についての高さ制限は設けておりません。 年間１件程度の届出がありますが、特にトラブルになった事例はありません。 要綱等を別添として提出します。 （参考）農地改良の流れ 農地改良届出書、誓約書を提出（様式１、２、３） ↓ 受理通知書と注意事項を送付又は直接お渡しする。（様式４、５） ↓ 農地改良開始 ↓ 完了届の提出（様式６） ※　提出の基準としては大型重機等を用いたものは全て改良届出書の提出が必要と判断する。
犬　山　市	本市も同様に田から畑に転換するため残土等による農地の埋立てを行う際には、農地改良届を受理しています。その際に関係各課に届出内容の確認を求めます。「犬山市埋め立て等による地下水の汚染の防止に関する条例」が制定されており、事業施行前の地盤高に対して１メートル以上の嵩上げを行う作業を伴う場合は、犬山市長に対して作業の届出、土壌検査等をおこなわなければならないこととされています。そのため、１ｍ以上の届出はありません。
常　滑　市	本市においても、田の嵩上げなど、農地で埋立て、盛土又は土壌を掘削する行為について、農地改良届を受理しておりますが、常滑市農業委員会農地改良届に関する指導要綱に基づき、受理対象は工期３カ月以内や埋立ての高さ60㎝以内（道路の高さまで）などの条件を満たしているものに限っています。 農地改良後の土地利用については、貴市同様、農地として適正に耕作されていないケースも見受けられ、農業委員会から指導する場合もあります。
江　南　市	本市では、農地改良届出書を受理するにあたり、産業廃棄物で埋め立てないことの誓約書をいただいております。 また、受理後には別紙注意事項を交付し、適切な施工管理を求めております。
小　牧　市	議題提出市
稲　沢　市	貴市のような事例は特に見受けられないが、農地改良届出書の「被害防除措置」の項目、造成図面等により受付時に確認し、工事完了届において施工を確認している。また、別添誓約書を提出させ、産業廃棄物の埋め立てを行わないこと、適切に施工すること、支障が生じた場合は施工者の責任において対処すること等を誓約させている。 取り扱いの基準や要綱等は設置しておりません。
新　城　市	基準や要綱は設置していません。 届出書には「農地利用の利便性向上のための作業であり、当該農地及び周辺農地に悪影響を及ぼさないものであることを誓約し、違約の場合は違反転用事案として処理される事に同意します」と記載して、同意の上で被害防除措置等も記入してもらい受理をしています。また、受理通知を渡す際には、周辺農地に影響を及ぼさないようにお願いをしています。 なお、耕作状況が見受けられず、耕作放棄地化した農地において、管理状況についての苦情があった場合には、適切な農地の管理をしてもらうように通知をします。
東　海　市	東海市農業委員会農地改良届に関する指導要綱 第２条 ⑴盛土の高さは原則として、道路の高さとする。ただし、道路より隣地が高い時は隣地の高さまでとする。 ⑵工事の期間は耕作に支障のない時期とする。（作付けしている主作物の収穫後から次の作付けの間とする。） ⑶埋め立て、盛土の土質は従前の耕作度と同等以上の土を用いるものとする。 第６条 ３．届出者は、届出書を提出した後で、届出の内容を変更する場合は、会長に協議するものとする。 第８条 ２．農地改良届のとおり実施していない場合は是正指導を行うとともに、指導に従わない場合は県に報告するものとする。
大　府　市	大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱において、埋立て、盛土の高さは原則として周辺道路の高さまでとしているが、大府市土砂等の採取及び埋立て等に関する条例において、1m以上の盛土や掘削を行う農地改良は許可を必要としています。
知　多　市	当市農業委員会では愛知県発行の農地法関係許可申請等取扱ハンドブックを参考にして、農地改良届の審査を行っていますが、この届出については、高さ制限は設けられていないことから、当市の近年の案件でも、計画高が道路高より高い案件がほとんどです。（市による高さについての基準、要綱等はありません。） このため、計画の確認の際には、利用計画図、排水計画図をもとに、改良行為によって、本当に耕作がしやすくなるのか、改良行為によって周辺農地へ被害を及ぼすことがないよう、周囲への小堤の設置等、被害防除措置がとられているかといった観点で確認・指導を行っています。 改良後の不耕作については、提案の議題と同様の事例があり、対応に苦慮しています。 当市の場合、農地改良の主体は地主であることから、届出者が市外在住者や耕作実態が不明である者であれば、直接地主に聞き取り及び念押し（耕作や、排水施設の管理等）を行う事があります。 なお、残土の埋め立てについては、指導要綱を設けていますが、土質等に関する事項が中心で、高さ制限に関する項目はありません。
知　立　市	知立市では、知立市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱（平成２５年４月１日施行（以下、指導要綱）及び知立市農地改良指導要綱に基づく指導基準（平成２８年８月１日施行（以下、指導基準）を設けており、指導要綱及び指導基準の中で埋め立て行為に対する高さ制限を設けています。詳細は添付の指導要綱、指導基準及び指導基準図面をご参照ください。
尾 張 旭 市	田から畑へ転換するなど相談を受けたときには、農地改良届出書を提出するよう指導している。取り扱いの基準や要綱等はないが、産業廃棄物の埋め立てがないよう誓約書を提出させている。

資料２

議題２　農地改良による畑転について（小牧市提出）

市名	回答 （１）農地改良の行為に対する対処について
高　浜　市	田から畑に転換するケースはありますが、本市では、道路から１メートルを超えて積み上げられ、耕作放棄地になった事例はありません。 また、取り扱いの基準や要綱等はありません。
岩　倉　市	本市では、今までに受理した農地改良により、隣地から苦情が出た例はありません。 届出時には、改良後の写真をつけていただくことが多いため、過去にはありませんが、土砂を必要以上に積み上げたりということがあれば指導します。また、改良後の写真の添付がない場合は、現地確認を行っています。 また、改良時に届出した作物が耕作されているかまでは確認を行ってはおりませんが、放棄地化されるようなことがあれば、毎年行っている農地パトロールにて確認が取れ次第、指導していきます。 本市独自で取り扱い基準や要綱等は設置しておりません。
豊　明　市	本市では指導要綱で高さ制限を設けています。ただし、法面からの漏水により隣接農地への排水被害が生じるなどの問題も出ています。
日　進　市	本市では、農地改良事業を実施する場合、農地改良事業の詳細を確認するため農地改良届出の提出及び５００㎡以上を対象とする農地改良事業については「日進市開発等事業に関する手続条例」に基づく手続きを義務付けています。
田　原　市	事業実施前に農業委員会長に対し、農地改良届出書の提出が必要です。
愛　西　市	盛土の高さは、田面から１メートル以内としており、本市では特に問題になるような農地改良の行為は見受けられない。
清　須　市	農地改良届の提出をお願いしている。 今回の案件に対処する基準や要綱は設けていません。
北名古屋市	本市では、過去にそういった事例がなく、要綱も設置しておりません。
弥　富　市	「弥富市農業委員会農地改良届に関する指導要綱」を設置
みよし市	本市では、農地改良についてはみよし市農業委員会農地改良指導要綱により農地改良の基準を定めています。 この基準では。農地改良で切り盛りできる範囲については以下のとおりとしています。 ①水田の嵩上げをする場合には接する道路の高さより30ｃｍ以上低くすること。 ②田畑転換や作土入れ替えに伴う盛土は接する道路の高さより50ｃｍ以内とすること。 ③作土入れ替えをする場合の掘削の深さは田畑とも現況高から６０ｃｍ以内とすること。 なお、農地改良届にあたっては、農業委員、土地改良工区長等への計画の事前説明を経て受理することとしており、施工が完了した際は、地元土地改良区工区長の完了検査を受け、完了届を提出することとしています。
あ　ま　市	農地改良届の提出時において、次の事項を依頼・実施している。 ・申請書への切土、盛土高の記入依頼 ・廃棄物の埋め立てや法面安全性確保等を明記した注意事項の配付 ・周辺へ影響を及ぼした際に責任を持つ旨を明記した土地所有者、施工業者連名の誓約書提出の義務付け ・隣地土地所有者及び耕作者の同意書添付の義務付け
長久手市	長久手市では、「土砂等の採取及び埋立て等に関する条例」があります。 1m以上の盛土（1m以内は適用除外）で、開発行為区域の面積が1,000㎡以上又は1,000㎥以上の土地の埋立て等の場合に適用となり、開発行為を行い、事業者と事業協定を締結します。